

大分市広告料収入事業庁内検討委員会設置要綱

(設 置)

第1条 大分市広告料収入事業実施要綱（平成17年4月1日施行）の規定に基づく広告料収入事業（以下「事業」という。）の公共性及び中立性を確保するとともに、当該事業の円滑かつ効率的な実施を図るため、大分市広告料収入事業庁内検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の事項について検討を行い、その結果を市長に報告するものとする。

- (1) 広告主の選定に関すること。
- (2) 広告内容及びデザインに関すること。
- (3) その他事業の実施に関し市長が必要と認める事項

(組 織)

第3条 委員会は、別表に掲げる職にある者を委員として組織する。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員長は管財課長の職にある者を、副委員長は委員長が委員のうちから指名する者をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第5条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、財務部管財課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

情報政策課長、スポーツ振興課長、広聴広報課長、管財課長、人権・同和対策課長、
商工労政課長、都市計画課長、教育委員会事務局社会教育課長